

国 土 利 用 計 画

(下條村計画)

平成23年6月

下 條 村

前　文

この計画は、国土利用計画法第2条（昭和49年法律第92号）に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として、同法第8条に基づき、本村の区域における国土（以下「村土」という。）の利用に関し、必要な事項を定め、村土利用に関する行政上の指針となるもので、同法第5条及び、第7条に基づき、それぞれ定められた全国計画及び長野県計画とともに、国土利用計画の体系を構成するものである。

更に、この計画は、地方自治法第2条第5項の規定に基づいて、「地域における総合的かつ計画的な行政運営」に係わる、下條村基本構想に即して策定したものである。

なお、この計画は、長野県計画の改定・本村基本計画の改定に加え、社会情勢等に重大な変動があった場合、必要に応じて見直しを行ふものとする。

目 次

前 文

1.	村土の利用に関する基本構想	1
(1)	村土利用の基本方針	1
(2)	利用区分別の村土利用の基本方向	1
2.	村土の利用区分ごとの規模目標及びその地域別概要	3
(1)	村土の利用区分ごとの規模目標	3
(2)	地域別の概要	5
3.	2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	5
(1)	土地利用に関する法律等の適切な運用	5
(2)	地域整備施策の推進	5
(3)	村土の保全と安全性の確保	5
(4)	環境の保全並びに村土の快適性の確保	6
(5)	土地利用の転換の適正化	6
(6)	土地の有効利用及び多面的利用の推進	6
(7)	村土に関する調査の推進	6

1. 村土の利用に関する基本構想

(1) 村土利用の基本方針

ア、村土は、現在及び将来における限られた資源であり、生活及び生産を通じる諸活動の共通の基盤である。

したがって村土の利用にあたっては、長期的展望にたって公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・文化的・経済的条件に配意して、人に優しい景観形成の推進、健康で文化的な生活環境の確保及び均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的な土地利用を行わなければならない。

イ、村土は、総面積37.66km²、周囲30.06kmで、標高は、332mから1,358.6mに及び、地形は複雑で、下條山脈を水源とする大小河川は、東西に比較的穏やかな傾斜の地を流れて天竜川に注ぎ、この間平坦部が削られ、この間に34の部落が散在している。

また、村土全体で見ると森林面積が約70%を占め、農用地は約12%で、この森林の有効活用と平坦地の合理的な土地利用が課題である。

ウ、本村は、豊かな自然の特性を生かした地域振興を目指しており、開発すべき区域と、保護・保全する地域と区分を明確にし、伝統芸能の伝承、健康で住みよい村づくりなどに配意するとともに、広大な森林資源を有効に活用し、余暇に対する需要の増大と多様化に対応できるレクリエーションの場としての新たな機能発揮、更には、村を取りまく環境を利用した質的に高い土地利用が必要となってきている。

また、土地は、単なる資産的な保有の対象としてではなく、利用の対象としてとらえ、その主な機能を逸脱しない範囲において、より多面的な利用を図ることが重要である。

また、森林・農用地から宅地等への転換については、計画的かつ慎重に行う必要がある。

(2) 利用区分別の村土利用の基本方向

ア、農用地については、農産物の生産性の向上、農業経営の安定・向上を目標として、農業生産に必要な農地の確保と整備を図る。

また、農地の有効活用を図るため、農地の流動化を推進する。

イ、森林については、木材生産機能及び村土保全・水源かん養・保健休養・自然環境の保全等の公益的機能を総合的に発揮できるよう、必要な森林の確保と整備を図る。

また、地形・眺望・植物等の自然環境を生かした、スポーツ・レクリエーション・リゾートゾーン等多目的活用により総合利用を図る。

ウ、原野については、当村にはなし。

エ、水面・河川・水路については、災害を未然に防止するため、河川整備・砂防施設・護岸整備・農業用用排水路整備・水資源開発等に要する用地の確保を図る。また、これらの整備にあたっては、自然環境が損なわれないよう配慮する。

オ、道路については、生活生産基盤の整備を進めるため、一般道路の開設・改良等に必要な用地の確保を図る。

農林道については、農林業の生産性向上及び農用地の適正な維持管理のため、農林道の整備に必要な用地の確保を図る。

なお、整備にあたっては、自然環境の保全に十分配慮する。

カ、住宅地については、人口の増加・世帯数の増加等に対処するとともに、住民の定住を図るため、自然とのふれあいと、安全でゆとりある居住環境を目指して、宅地造成及び宅地に必要な用地の確保を図る。

キ、工業用地については、環境の保全に配慮しながら、経済の活性化・雇用機会の拡大・村民所得の向上を図るために、既存企業の増設・新規企業の誘致等、工業生産の増加に必要な用地の確保を図る。

ク、その他の宅地については、土地利用の良好な環境の形成に努め、魅力ある商店街づくりに必要な用地の確保を図る。

ケ、その他の、文教施設・公園緑地・厚生福祉施設等の、公共用施設の用地については、村民の生活上不可欠なものであるため、行政需要の増大と多様化に対応しながら、環境の保全に配慮し、必要な用地の確保を図る。

2. 村土の利用区分ごとの規模目標及びその地域別概要

(1) 村土の利用区分ごとの規模目標

- ア、計画の目標年次は平成32年、基準年次は平成20年とする。
- イ、村土の利用に関して、基礎的な前提となる人口及び世帯数については、平成32年にそれぞれおよそ4,149人、世帯数1,172世帯になるものと想定する。
- ウ、村土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他とする。
- エ、村土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区別の村土利用現況調査に基づき、将来の人口等を前提として、利用区別に必要な土地の面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、目標を定めるものとする。
- オ、村土の利用に関する基本構想に基づいて、平成32年の村土の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりと見込まれる。

(第1表) 利用区分ごとの規模の目標

利用区分	平成20年度 (基準年次) (ha)		平成27年度 (中間年次) (ha)		平成32年度 (目標年次) (ha)		増 △	減 △	構 成 比 (%)
	27年－20年	32年－20年	△ 1	△ 4	△ 4	11.7			
農用地	441	440	437	△ 1	△ 4	11.7	11.7	11.7	11.6
採草放牧地	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
森林	2,619	2,626	2,633	7	14	69.5	69.7	69.9	
原野	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	114	114	114	0	0	3.0	3.0	3.0	
道路	93	94	95	1	2	2.5	2.5	2.5	
宅地	120	121	122	1	2	3.2	3.2	3.3	
住宅地	81	81	82	0	1	2.1	2.1	2.2	
工業用地	2	3	3	1	1	0.1	0.1	0.1	
その他宅地	37	37	37	0	0	1.0	1.0	1.0	
その他	379	371	365	△ 8	△ 14	10.1	9.9	9.7	
合計	3,766	3,766	3,766	0	0	100.0	100.0	100.0	

(2) 地域別の概要

地域の区分は、本村における自然的・社会的・歴史的な条件等から考慮して、睦沢地域・陽臥地域・山麓地域の3地区に区分する。

ア、睦沢地域は本村の中心的地域であり、今後経済の活性化のため、農業振興及び企業振興を図り、公共機関等広域的なコミュニケーション活動の発展を図る地域とする。

温泉開発については、対象地区を設定し、観光施設整備を進める。

イ、陽臥地域については、国道151号沿いの台地に定住地として土地利用を図るとともに保健・医療・福祉を行う総合健康センターとして整備を進める。また、古くからの史跡のある本村南側の地域は、歴史文化ゾーンとしての土地利用を図るとともに、肥沃な土地を利用しての農業振興を目指して発展を図る地域とする。

ウ、山麓地域・下條山脈・山麓一帯については、恵まれた自然を利用してリゾート・レクリエーション地域として利用するとともに、木材生産・特用林産物の生産と併せ、水源かん養、森林の保全、育成、景観保持等に配慮しながら、総合的な土地利用を図る地域とする。

3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用により、総合的かつ計画的な土地利用の調整を推進し、適切な土地利用の確保と地価の安定を図る。

(2) 地域整備施策の推進

村土の均衡ある発展を図るため、それぞれの地域特性を活かした基礎的条件整備の施策を推進し、各地域における総合的環境整備を図る。

(3) 村土の保全と安全性の確保

ア、村土の保全と安全性の確保のため、治水施策等の整備及び土地利用の調和を図るとともに地形地質等の自然的条件に配慮し、適切な土地利用への誘導を図る。

イ、地域社会の安全性を確保するため、森林の保全、治山・治水・砂防施設の整備を進めるとともに、林道等必要な施設整備を進め森林管理のための基礎条件を整備することにより、森林の管理水準の向上を図る。

(4) 環境の保全並びに村土の快適性の確保

- ア、自然環境の保全・文化財の保護・公害防止等を図るため、土地利用を規制する制度を活用するとともに、良好な環境を確保するため、必要に応じて開発行為等の現地調査を実施して、土地利用の適正化を図る。
- イ、緑地・水辺等の積極的な保全、及び活用を図り、快適な環境を作るとともに、自然との触れ合いの場を確保する。
- ウ、河川・湖沼等の流域における、水質保全に資するよう緑地の保全、その他の自然環境の保護のための保護思想の普及や、美化運動の推進を図る。

(5) 土地利用の転換の適正化

- ア、農用地の利用転換を行う場合には、農用地以外の土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう考慮する。
- イ、森林の利用転換を行う場合は、森林の保全、及び林業経営の安定に留意しつつ、災害の防止・保全等の、森林のもつ公益的機能の低下を防止することに十分考慮して調整を図る。
- 大規模な土地利用の転換を行う場合には、周辺地域を含めて事前に十分な調査を行い、安全性の確保・環境の保全を図る。

(6) 土地の有効利用及び多面的利用の促進

- ア、農用地については、耕作放棄地の発生を防止するため、担い手への農地利用と集積の推進を図るとともに、利用度の低い農地について有効利用を図るための必要な措置を講ずる。
- イ、森林については、経済的機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備を計画的に推進する。
- また、森林としての利用状況及び諸機能が低位なものについては、地域の条件に応じ、自然環境の保全に配慮しつつ、多面的利用を推進しその有効利用を図る。
- ウ、水面・河川・水路については治水施設等の整備を計画的に推進し、災害発生を防止するとともに、水資源の有効活用を図る。
- エ、道路については、快適な地域交通を確保しながら、より安全性・防災性の向上に繋がる路線整備を図る。

(7) 村土に関する調査の推進

- 村土の適正な利用推進を図るため、必要に応じて村土に関する調査を実施し、村土を総合的に把握する。